

事業計画構成イメージと内容	基本指針該当部分
<p><b>I 序論</b></p>	
<p><b>1 計画策定にあたって</b></p> <p><b>(1) 計画策定の趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要。そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」（国の基本指針より）</li> </ul> <p><b>(2) 法的根拠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」</li> <li>最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を保つ。また、今後策定される予定の計画についても、可能な限り整合を図る。</li> </ul>	<p>第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項</p> <p>第三 一 6 他の計画との関係</p>
<p><b>2 計画の概要</b></p> <p><b>(1) 計画の期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とする。</li> </ul> <p><b>(2) 計画の対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とする。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととする。</li> </ul> <p><b>(3) 策定体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て会議の設置</li> <li>ニーズ調査等による子どもの保護者、子ども・子育て支援にかかる当事者の意見の聴取</li> </ul>	<p>第三 六 2 子ども・子育て支援事業計画の期間</p> <p>第三 一 2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等</p> <p>第三 一 5 住民の意見の反映</p> <p>第六 一 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項</p>

事業計画構成イメージと内容	基本指針該当部分
<p><b>3 防府市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題</b></p> <p>(1) 人口・世帯 ・人口・世帯数の推移から、少子化、核家族化の状況等を整理します。</p> <p>(2) 教育・保育施設の状況 ・認定こども園、幼稚園、保育所等の設置状況、定員・利用者数の推移を示します。</p> <p>(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況 ・地域子ども・子育て支援事業の実施状況を示します。</p> <p>(4) ニーズ調査の結果概要 ・保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方、育児休業・短時間勤務制度の取得状況等の集計結果</p> <p>(5) 次世代育成支援行動計画の総括 ・「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の評価、ニーズ調査結果等を踏まえた現計画の総括を行います。</p> <p>(6) 防府市の子ども・子育て支援の課題 ・これらの結果から本市の現状と課題を浮かび上がらせ、主要課題を整理し、基本理念・目標・施策目標につなげていきます。</p>	<p>第一 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境</p> <p>第三 一 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項</p> <p>第三 一 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握</p>
<b>II 防府市子ども・子育て支援の基本的考え方</b>	
<p><b>1 基本理念</b></p> <p>・国の「基本指針案」における「子ども・子育て支援の意義」や「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。</p> <p>・具体例として「保育の量的拡大・確保」「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」の新制度の3つの狙いを踏まえた基本理念等が考えられます。</p> <p>●事例 基本理念① 未来を担う子どもたちを育む 基本理念② 子どもたちの可能性を引き出す 基本理念③ 地域で見守る子どもたちの未来</p>	<p>第一 二 子どもの育ちに関する理念</p> <p>第一 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義</p>
<p><b>2 家庭・地域・事業者・行政の役割</b></p> <p>・家庭・地域・事業者・行政の役割を整理します。</p>	<p>第一 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割</p>
<p><b>3 基本的視点と主要施策の方向</b></p> <p>・「防府市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の以下の6つの基本方針を本事業計画の基本的視点として定め、視点ごとの施策の方向を示すことによって、同後期計画を継承する主要施策の今後のあり方を具体的に示します。</p> <p>①すべての子育て家庭への支援 ②母子保健対策の充実 ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ④職業生活と家庭生活との両立支援 ⑤要保護児童等への対策の推進 ⑥安全・安心まちづくりの推進</p>	

事業計画構成イメージと内容	基本指針該当部分																																													
<p><b>Ⅲ 事業計画</b></p> <p><b>1 教育・保育提供区域の設定</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必須</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。</li> <li>具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。</li> </ul> <p><u>視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか</u> 各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。</p> <p><u>視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか</u> 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。</p>	<p>第三 二 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項</p>																																													
<p><b>2 教育・保育の提供体制の確保</b></p> <p><b>(1) 教育・保育施設の充実(需要量および確保の方策)</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必須</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。</li> </ul> <p>◇ニーズ調査をもとに、防府市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。</p> <p>◇設定は「0-2歳・保育の必要性あり」「3-5歳・保育の必要性あり」「3-5歳・幼児期の学校教育のみ」の3つの認定区分により行います。</p> <li>教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。</li> <table border="1" data-bbox="178 1576 1008 1792"> <thead> <tr> <th rowspan="2">提供区域A</th> <th colspan="3">1年目</th> <th colspan="3">2年目</th> <th rowspan="2">～5年目</th> </tr> <tr> <th>1号 <small>(3-5教育のみ)</small></th> <th>2号 <small>(3-5保育必要)</small></th> <th>3号 <small>(0-2保育必要)</small></th> <th>1号 <small>(3-5教育のみ)</small></th> <th>2号 <small>(3-5保育必要)</small></th> <th>3号 <small>(0-2保育必要)</small></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 量の見込み(必要利用定員素数)</td> <td>300人</td> <td>200人</td> <td>200人</td> <td>300人</td> <td>200人</td> <td>200人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 確保の内容 (教育・保育施設)</td> <td>認定子ども園、幼稚園、保育園</td> <td>300人</td> <td>200人</td> <td>80人</td> <td>300人</td> <td>200人</td> <td>150人</td> </tr> <tr> <td>地域型保育事業</td> <td></td> <td></td> <td>20人</td> <td></td> <td></td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>②-①</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲100人</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>▲20人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 認定こども園、幼稚園、保育所          ※2 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育</p>	提供区域A	1年目			2年目			～5年目	1号 <small>(3-5教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5保育必要)</small>	3号 <small>(0-2保育必要)</small>	1号 <small>(3-5教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5保育必要)</small>	3号 <small>(0-2保育必要)</small>	① 量の見込み(必要利用定員素数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人		② 確保の内容 (教育・保育施設)	認定子ども園、幼稚園、保育園	300人	200人	80人	300人	200人	150人	地域型保育事業			20人			30人	②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人		<p>第二 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方</p> <p>第三 一 4 計画期間における数値目標の設定</p> <p>第三 二 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項</p>
提供区域A		1年目			2年目				～5年目																																					
	1号 <small>(3-5教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5保育必要)</small>	3号 <small>(0-2保育必要)</small>	1号 <small>(3-5教育のみ)</small>	2号 <small>(3-5保育必要)</small>	3号 <small>(0-2保育必要)</small>																																								
① 量の見込み(必要利用定員素数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人																																								
② 確保の内容 (教育・保育施設)	認定子ども園、幼稚園、保育園	300人	200人	80人	300人	200人	150人																																							
	地域型保育事業			20人			30人																																							
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人																																								

**(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進 必須**

**(3) 教育・保育の質の向上 必須**

- ・認定こども園の普及にかかる考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等について記載します。

**(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保**

- ・保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるための取組を記載します。

第三 二 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

第三 三 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

※現行の後期計画の基本方針①  
「すべての子育て家庭への支援」の継続的な取り組みも含む

**3 地域子ども・子育て支援事業の充実**

**(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策 必須**

- ・教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

◇ニーズ調査等をもとに、防府市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業(※3)」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

※3 放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業等

- ・教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

第三 二 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

※現行の後期計画の基本方針①  
「すべての子育て家庭への支援」の継続的な取り組みも含む

提供区域A 【地域子育て支援拠点事業】	1年目	2年目	3年目	…	5年目
①量の見込み	3000人(8か所)	3000人(8か所)	3000人(8か所)	…	
②確保の内容	3000人(8か所)	3000人(8か所)	3000人(8か所)	…	
②-①	0	0	0	…	

**(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上**

- ・質の高い地域の子育て支援に向けた取組を記載します。

事業計画構成イメージと内容	基本指針該当部分
<p><b>4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実</b></p> <p><b>(1) 児童虐待防止対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育支援の必要とする家庭の早期把握及び地域の子育て支援の活用による虐待予防、虐待の早期発見・早期対応、関係機関との連携等の取組について記載します。</li> </ul> <p><b>(2) ひとり親家庭の自立支援の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て支援事業等の利用におけるひとり親家庭への配慮や県との連携による総合的な自立支援の推進について記載します。</li> </ul> <p><b>(3) 障害児施策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見・治療を図るための妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等の推進について記載します。</li> <li>・発達障害を含め障害のある子どもについて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加をするために必要な力を身につけるための取組について記載します。</li> </ul>	<p>第三 三 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項</p> <p>第四 児童福祉法その他関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項</p> <p>※現行の後期計画の基本方針⑤「要保護児童等への対策の推進」の継続的な取り組みも含む</p>
<p><b>5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進</b></p> <p><b>(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性を含めた子育て期間中の働き方の見直しに向けた取組について記載します。</li> </ul> <p><b>(2) 事業主の取組の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰や事例紹介等、社会的評価の促進に向けた取組を記載します。</li> </ul> <p><b>(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者、事業主、地域住民等に対し、さまざまな機会を活用し、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた意識啓発を推進するための取組を記載します。</li> </ul>	<p>第三 三 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項</p> <p>第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項</p> <p>第五 一 子育て期間中を含めた働き方の見直し</p> <p>第五 二 父親も子育てができる働き方の実現</p> <p>第五 三 事業主の取組の社会的評価の推進</p> <p>第五 四 国民への周知、理解の促進等</p> <p>※現行の後期計画の基本方針④「職業生活と家庭生活との両立支援」の継続的な取り組みも含む</p>

事業計画構成イメージと内容	基本指針該当部分
<p><b>6 計画の推進体制</b></p> <p><b>(1) 関係機関等との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について記載します。</li> </ul> <p><b>(2) 計画の達成状況の点検・評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果の公表及びこれらを施策の改善等につなげていくことについて記載します。</li> </ul>	<p>第二 二 1 市町村内及び都道府県内の関係部局の連携及び協働</p> <p>第二 二 2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働</p> <p>第二 二 3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携</p> <p>第二 二 4 国と地方公共団体との連携及び協働</p> <p>第三 六 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価</p> <p>第六 二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項</p>